

事 務 連 絡
令和元年7月10日

地方厚生（支）局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長補佐

行政処分者一覧表の送付について

令和元年6月27日付けで、医道審議会から厚生労働大臣に対し、医師及び歯科医師に対する行政処分が別添のとおり答申され、同年7月11日から発効となりますので、参考までに送付いたします。

なお、当該処分を受けた医師及び歯科医師については、下記のとおり取り扱うこととし、今後とも、保険医療機関等の指導監査に当たっては、関係部局と連携を図りつつ、その厳正な実施に一層努められるようお願いいたします。

記

- 1 健康保険法（大正11年法律第70号）第81条第4号から第6号までの規定に該当するに至った者については、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号）第16条第1項に基づき届出を求めること。
- 2 医業又は歯科医業の停止処分を受けた者については、その旨、保険医名簿等に記載することとし、当該停止期間中に保険診療が行われることのないよう留意するとともに、審査支払機関等の関係者に対して周知し、その取扱いに遺漏なきよう図られたいこと。

(参考条文)

○健康保険法

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

第八十一条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消すことができる。

- 一 保険医又は保険薬剤師が、第七十二条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 二 保険医又は保険薬剤師が、第七十八条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第四百九十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第七十八条第一項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律 による診療又は調剤に関し、前二号のいずれかに相当する事由があったとき。
- 四 保険医又は保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
- 五 保険医又は保険薬剤師が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、保険医又は保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

○保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令

(保険医及び保険薬剤師に関する届出)

第十六条 保険医又は保険薬剤師は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨及びその年月日を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。この場合において、その届出が第一号に係るものであるときは、その事実を証する書類を、その届出が第三号に係るものであるときは、登録票を添えなければならない。

- 一 氏名に変更があつたとき。
- 二 法第八十一条第四号 から第六号 までの規定に該当するに至ったとき。
- 三 保険医療機関において健康保険の診療に従事する保険医又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師にあつては当該保険医療機関又は保険薬局の所在地の、法第六十九条 に規定する診療所又は薬局の開設者である保険医又は保険薬剤師にあつては当該診療所又は薬局の所在地の、その他の保険医又は保険薬剤師にあつてはその者の住所地の属する都道府県に変更があつたとき。

令和元年6月27日（木）

【照会先】

医政局医事課試験免許室

室長補佐 吉浪 誠治（内線2572）

免許登録係長 井上 裕介（内線2576）

（代表電話） 03（5253）1111

（直通電話） 03（3595）2204

令和元年6月27日 医師・歯科医師に対する行政処分一覧表

令和元年6月27日（木）に開催された「医道審議会医道分科会」の答申を踏まえ、厚生労働大臣が決定しましたのでお知らせいたします。

この行政処分（免許取消又は業務停止）の効力発生は、令和元年7月11日（木）

行政処分対象者概要一覧

令和元年6月

| 番号 | 住所 | 氏名(行政処分) | 事件当時の医療機関等 | 事件の概要 | 司法処分等 |
|----|--------|--|--|---|---|
| 1 | 大阪府豊中市 | 医師 てらたに ただまさ 寺谷 禎真 (53歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 医業停止 3年 </div> | かぎやクリニック (所在地) 大阪府大阪市北区 曽根崎新地1丁目7番 32号 | (覚せい剤取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反) 当人は、 第1 法定の除外事由がないのに、平成29年5月下旬頃から同年6月6日までの間に、大阪府内又はその周辺において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン又はその塩類を自己の身体に摂取し、もって覚せい剤を使用し、 第2 みだりに、同年6月6日、左記医療機関において、麻薬であるN・ジメチル-3・4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MDMA)を含有する錠剤約0.531gを所持し、 第3 みだりに、同日、左記医療機関において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する結晶約0.111gを所持した。 | 判決年月日 平成29年10月6日 裁判所名 神戸地方裁判所尼崎支部 判決 懲役 2年 執行猶予 3年 没収 MDMAを含有する錠剤2錠、覚せい剤1袋 |

行政処分対象者概要一覧

令和元年6月

| 番号 | 住 所 | 氏名(行政処分) | 事件当時の医療機関等 | 事 件 の 概 要 | 司 法 処 分 等 |
|----|--------|---|--|---|---|
| 2 | 大阪府大阪市 | 歯科医師 さほ てるゆき 佐保 輝之 (59歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">戒告</div> | 大阪大学歯学部附属病院 (所在地) 大阪府吹田市山田丘 1 - 8 | (暴行) 当人及び共犯者Aは、共謀の上、平成23年6月20日午前0時頃から同日午前4時頃までの間に、大阪市内の当人方において、当人の実母であるB(当時80歳)に対し、それぞれ平手で顔面を何回か叩いた上、体をつかんで揺さぶり家具等に押し付けるなどの暴行を加えた。 | 判決年月日 平成26年2月20日 裁 判 所 名 大 阪 地 方 裁 判 所 判 決 懲 役 8年 控訴審判決年月日 平成27年3月11日 裁 判 所 名 大 阪 高 等 裁 判 所 判 決 罰 金 20万円 |

行政処分対象者概要一覧

令和元年6月

| 番号 | 住 所 | 氏名(行政処分) | 事件当時の医療機関等 | 事 件 の 概 要 | 司 法 処 分 等 |
|----|--------|--|--|---|--|
| 3 | 東京都文京区 | 医師 さいとう しゅういち 齋藤 修一 (53歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">戒告</div> | 医療法人社団善仁会 総合検診センターヘルチ エック横浜東口センター (所在地) 神奈川県横浜市神奈川区 金港町6-20 | (傷害) 当人は、平成26年6月30日午前7時16分頃、東京都千代田区所在の駅ホーム上において、A(当時35歳)に対し、その胸部及び左腕を右拳骨で数回殴る暴行を加え、さらに、同日午前7時18分頃、同区所在の地下連絡通路において、同人に対し、その胸部及び左腕を右拳骨で数回殴る暴行を加え、よって、同人に全治まで約3週間を要する前胸部、左上腕部打撲の傷害を負わせたものである。 | 略式命令年月日 平成27年1月19日 裁 判 所 名 東 京 簡 易 裁 判 所 刑 罰 罰 金 30万円 |

行政処分対象者概要一覧

令和元年6月

| 番号 | 住 所 | 氏名(行政処分) | 事件当時の医療機関等 | 事 件 の 概 要 | 司 法 処 分 等 |
|----|----------|--|--|--|--|
| 4 | 埼玉県さいたま市 | 歯科医師 <small>たかなし そのこ</small> 高梨 園子 (60歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 歯科医業停止 2年 </div> | 顕正会蓮田病院 (所在地) 埼玉県蓮田市根金 1662-1 | (危険運転致傷) 当人は、平成28年9月22日午後3時37分頃、埼玉県白岡市内の道路において、運転開始前及び運転中に飲んだ酒の影響により、前方注視及び運転操作が困難な状態で普通乗用自動車を行きさせ、もってアルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自車を走行させたことにより、同日午後3時58分頃、さいたま市内の道路において、折から進路前方で停止していたA(当時68歳)運転の普通乗用自動車後部に自車前部を衝突させ、よって、同人に加療約15日間を要する頸椎捻挫の傷害を負わせたものである。 | 判決年月日 平成29年5月17日 裁判所名 さいたま地方裁判所 判 決 懲 役 1年6月 執行猶予 3年 |

行政処分対象者概要一覧

令和元年6月

| 番号 | 住所 | 氏名(行政処分) | 事件当時の医療機関等 | 事件の概要 | 司法処分等 |
|----|-------|---|---------------------------------------|---|--|
| 5 | 千葉県柏市 | 医師 おの ゆうき 小野 祐希 (57歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 医業停止 1年6月 </div> | 掛川東病院 (所在地) 静岡県掛川市杉谷南 1丁目1-1 | (過失運転致傷、道路交通法違反) 当人は 第1 平成28年2月17日午後3時54分頃、普通乗用自動車運転し、静岡県浜松市内の交通整理の行われていない交差点を、直進するに当たり、同交差点手前には一時停止の標識が設置され、左右道路の見通しが悪かったのであるから、同交差点手前の停止位置で一時停止し、左右道路からの交通の有無に留意し、その安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、同標識を看過して同交差点の手前の停止位置で一時停止せず、かつ、左右道路からの交通の有無に留意もせず、その安全確認をしないまま漫然時速約40キロメートルで同交差点に進入した過失により、折から、左方道路から同交差点を直進してきたA(当時25歳)運転の普通乗用自動車の右側面に自車前部を衝突させ、その衝撃により、前記A運転車両をその左方へと逸走させて同車左側面等を路外カーブミラーの柱に衝突させ、よって、同人に全治約2週間を要する外傷性頸部症候群の傷害を負わせた 第2 前記日時・場所において、前記普通乗用自動車運転中、前記のとおり、前記Aに傷害を負わせる交通事故を起こし、もって自己の運転に起因して人に傷害を負わせたのに、直ちに自車の運転を停止して、同人を救護する等必要な措置を講ぜず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった 第3 同日午後3時55分頃、前記車両を運転し、同市内の交通整理が行われていない、左右の見通しが悪い交差点を直進するに当たり、同交差点手前で徐行し、左右道路からの車両等の有無に留意して、その安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、同交差点手前で徐行せず、左右道路からの車両等の有無にも留意せず、その安全確認をしないまま漫然時速約60キロメートルで同交差点内に進入した過失により、折から、左方道路から進行してきたB(当時17歳)運転の自転車右側面前部に自車前部を衝突させて、同自転車もるとも同人を路上に転倒させ、よって、同人に全治約7日間を要する左肘、両大腿、右膝関節、右下腿部打撲の傷害を負わせた (次ページに続く) | 判決年月日 平成28年5月9日 裁判所名 静岡地方裁判所浜松支部 判決 懲役 2年6月 執行猶予 3年 控訴審判決年月日 平成28年9月23日 裁判所名 東京高等裁判所 判決 控訴棄却 上告審判決年月日 平成28年12月14日 裁判所名 最高裁判所 判決 上告棄却 |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | | <p>第4 前記日時・場所において、前記普通乗用自動車を運転中、前記のとおり、前記Bに傷害を負わせる交通事故を起こし、もって自己の運転に起因して人に傷害を負わせたのに、直ちに自車の運転を停止して、同人を救護する等必要な措置を講ぜず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった</p> <p>ものである。</p> | |
|--|--|--|---|--|

行政処分対象者概要一覧

令和元年6月

| 番号 | 住所 | 氏名(行政処分) | 事件当時の医療機関等 | 事件の概要 | 司法処分等 |
|----|--------|--|---------------------------------------|---|---|
| 6 | 長野県飯山市 | 医師 みやざき さとる 宮崎 暁 (34歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 医業停止 8月 </div> | 飯田市立病院 (所在地) 長野県飯田市八幡町 438番地 | (道路交通法違反、過失運転致傷) 第1 当人は、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成28年9月5日午後10時55分頃、長野県飯田市内の道路において、普通乗用自動車を運転した。 第2 当人は、前記第1の日時頃、前記第1の車両を運転し、前記第1の場所先の信号機により交通整理の行われている交差点を右折進行するに当たり、同交差点の対面信号機の信号表示に留意し、これに従って進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、対向進行車両に気を取られ、同信号機の信号表示に留意せず、同信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを看過したまま、漫然時速約60キロメートルで右折進行した過失により、折から左方道路から信号に従い直進してきたA(当時40歳)運転の普通乗用自動車に気付かず、同車両の右後部に自車左前部を衝突させ、その衝撃により、前記A運転車両を転覆させ、よって、同人に全治約1週間を要する頸椎捻挫、頭部打撲、右肩、右膝擦過傷及び急性ストレス反応の傷害を負わせた。 | 判決年月日 平成29年7月5日 裁判所名 長野地方裁判所飯田支部 判決 懲役 1年 執行猶予 3年 |

行政処分対象者概要一覧

令和元年6月

| 番号 | 住 所 | 氏名(行政処分) | 事件当時の医療機関等 | 事 件 の 概 要 | 司 法 処 分 等 |
|----|--------|---|--|---|--|
| 7 | 北海道札幌市 | 医師 たなべ やすし 田邊 康 (61歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 医業停止 1月 </div> | 札幌徳洲会病院 (所在地) 北海道札幌市厚別区大谷 地東1丁目1-1 遠別町立国保病院 (所在地) 北海道天塩郡遠別町字本 町1丁目3番地 | (道路交通法違反) 当人は、平成26年12月28日午後4時16分頃、北海道江別市内の道路において、法定の最高速度(100キロメートル毎時)を53キロメートルを超える153キロメートル毎時の速度で普通乗用自動車運転して進行したものである。 当人は (1)公安委員会の運転免許を受けないで、平成27年10月2日午後2時43分頃、北海道山越郡内の道路において、普通乗用自動車運転し (2)前記日時場所において、道路標識によりその最高速度が70キロメートル毎時と指定されているその最高速度を29キロメートル毎時を超える99キロメートル毎時の速度で普通乗用自動車運転して進行したものである。 当人は、公安委員会の運転免許を受けないで、平成28年6月20日午後4時9分頃、北海道苫前郡内の道路において、普通乗用自動車運転したものである。 | 略式命令年月日 平成27年3月10日 裁判所名 札幌簡易裁判所 刑 罰 罰 金 8万円 略式命令年月日 平成27年11月26日 裁判所名 札幌簡易裁判所 刑 罰 罰 金 51万8千円 判決年月日 平成28年12月9日 裁判所名 札幌地方裁判所 判 決 懲 役 1 年 執行猶予 3 年 |

行政処分対象者概要一覧

令和元年6月

| 番号 | 住所 | 氏名(行政処分) | 事件当時の医療機関等 | 事件の概要 | 司法処分等 |
|----|--------|--|---------------------------------------|--|--|
| 8 | 新潟県新潟市 | 医師 おおはし まさのり 大橋 優智 (44歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 医業停止 4月 </div> | 桑名病院 (所在地) 新潟県新潟市東区河渡 甲140番地 | (道路交通法違反) 当人は、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成28年8月2日午前6時55分頃、新潟市内の道路において、普通乗用自動車を運転したものである。 | 判決年月日 平成29年2月23日 裁判所名 新潟地方裁判所 判決 懲役 7月 執行猶予 3年 |

行政処分対象者概要一覧

令和元年6月

| 番号 | 住所 | 氏名(行政処分) | 事件当時の医療機関等 | 事件の概要 | 司法処分等 |
|----|---------|---|---|--|--|
| 9 | 東京都世田谷区 | 医師 つじもと こうぞう 辻本 豪三 (66歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 医業停止 2年 </div> | 国立大学法人京都大学 大学院薬学研究科 (所在地) 京都府京都市左京区 吉田下阿達町46-29 | (収賄) 当人は、左記大学大学院教授として、同分野における研究に使用する機器及び消耗品等の物品の調達に関し、調達する物品及び納入業者を選定すること等を職務としていたもの、共犯者Aは、医療・理化学機器及び消耗品の販売等を業とする株式会社Bの代表取締役であったものであるが、当人は、前期Aから、Bによる左記大学への物品の納入等に関して種々便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら 第1 平成17年3月頃、東京都内において、Aから、Bが契約しているクレジットカードの交付を受けた上、それ以降、このクレジットカードを継続的に利用し、平成19年9月10日頃から平成23年9月3日頃までの間、319回にわたり、京都市内の飲食店等において、合計49万7千145円相当の飲食及び物品の購入をするなどし、前記クレジットカード利用の利益及び同金額相当の財産上の利益の供与を受け 第2 平成21年8月5日頃から平成23年8月22日頃までの間、4回にわたり、当人又はその家族の海外旅行代金等合計146万590円を、東京都世田谷区内の銀行に開設されたB名義の当座預金口座から、東京都新宿区内の銀行に開設された有限会社C名義の普通預金口座ほか1口座に振込送金させ、同金額相当の財産上の利益の供与を受け 第3 平成19年11月22日頃から平成23年9月12日頃までの間、13回にわたり、左記大学大学院又はその周辺等において、新幹線回数券(販売価格合計190万7700円相当)の供与を受け 第4 平成20年5月30日頃から平成23年8月25日頃までの間、10回にわたり、左記大学大学院等において、商品券(金額合計110万円)の供与を受け もって、自己の前記職務に関し賄賂を収受したものである。 | 判決年月日 平成26年2月17日 裁判所名 東京地方裁判所 判決 懲役 2年 没収 商品券13枚 追徴 940万6749円 控訴審判決年月日 平成27年2月26日 裁判所名 東京高等裁判所 判決 懲役 1年8月 没収 商品券13枚 追徴 940万6749円 上告審判決年月日 平成28年8月30日 裁判所名 最高裁判所 判決 上告棄却 |

行政処分対象者概要一覧

令和元年6月

| 番号 | 住所 | 氏名(行政処分) | 事件当時の医療機関等 | 事件の概要 | 司法処分等 |
|----|--------|---|-------------------------------------|---|---|
| 10 | 大阪府茨木市 | 医師 こやま あきお 小山 昭夫 (88歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 医業停止 1年 </div> | 藍陵園病院 (所在地) 大阪府茨木市高田町 2番5号 | (背任) 当人は、大阪府東大阪市に事務所を置く学校法人Aの顧問で実質的に同学園を支配するものであり、同学園の理事長であるBとともに、同学園の業務全般を統括し、同学園の資産を管理するに当たっては、法令及び同学園の寄付行為に定められた規定を遵守した上、その財産を適切に管理運用すべき任務を有していたものであるが、上記Bと共謀の上、前記任務に背き、当人自身の利益を図る目的で、平成22年3月30日から同年4月19日までの間、3回にわたり、いずれも、同学園の理事会の決議を経ることなく、かつ、当人自身に十分な資力がないため、その返済が著しく困難であることを知りながら、無担保で、同学園から当人に対し、合計3億8000万円の貸付けをさせ、もって同学園に同額の財産上の損害を加えたものである。 | 判決年月日 平成25年11月22日 裁判所名 大阪地方裁判所 判決 懲役 3年 執行猶予 5年 控訴審判決年月日 平成26年6月13日 裁判所名 大阪高等裁判所 判決 控訴棄却 上告審判決年月日 平成27年8月26日 裁判所名 最高裁判所 判決 上告棄却 |

行政処分対象者概要一覧

令和元年6月

| 番号 | 住所 | 氏名(行政処分) | 事件当時の医療機関等 | 事件の概要 | 司法処分等 |
|----|--------|--|--|---|--|
| 11 | 大阪府大阪市 | 医師 いぬい しゅんすけ 乾 俊介 (59歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 医業停止 2年 </div> | いぬい眼科 (所在地) 大阪府大阪市住吉区 我孫子 3 - 6 - 9 | (医師法違反、詐欺) 当人は、保険医療機関である左記医療機関の経営者兼医師としてその業務全般を統括していたもの、A及びBは、前記医療機関の准看護師であったものであるが、当人は、前記A及び前記Bと共謀の上 第1 平成25年11月8日から平成26年3月7日までの間、9回にわたり、前記医療機関において、自ら診察しないでCを患者とする処方せんを作成した上、前記医療機関又はその周辺において、これをDらに交付し 第2 前記医療機関の診療報酬を請求するにあたり、前記Cに対して診療をした事実がないのに、これがあるように装い、保険者から診療報酬をだまし取るうと考え、平成25年12月上旬頃から平成26年4月上旬頃までの間、5回にわたり、保険者から委託されて診療報酬の請求の審査及び支払いの事務を担当するE連合会に対し、前記Cに診療をした旨の内容虚偽の診療報酬明細書をあたかもその記載のとおり診療をしたように装って提出して診療報酬の支払いを請求し、同連合会及び保険者であるF市の各職員らに前記各診療報酬明細書記載のとおり診療がなされたものとそれぞれ誤信させ、よって、平成26年1月20日から同年5月20日までの間、5回にわたり、同市から、前記E連合会を介して、大阪市内の銀行に開設された前記医療機関当人名義の普通預金口座に合計2万1413円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させ 第3 平成26年10月31日から平成27年6月27日までの間、17回にわたり、前記医療機関において、自ら診察をしていないでGを患者とする処方せんを作成した上、前記医療機関又はその周辺において、これをDらに交付し <p style="text-align: center;">(次のページに続く)</p> | 判決年月日 平成28年10月25日 裁判所名 大阪地方裁判所 判決 懲役 1年2月 執行猶予 4年 罰金 50万円 |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>第4 前記医療機関の診療報酬を請求するにあたり、前記Gに対して診療をした事実がないのに、これがあるように装い、保険者から診療報酬をだまし取ろうと考え、平成26年11月上旬頃から平成27年7月上旬頃までの間、9回にわたり、保険者から委託されて診療報酬の請求の審査及び支払いの事務を担当するE連合会に対し、前記Gに診療をした旨の内容虚偽の診療報酬明細書をあたかもその記載のとおり診療をしたように装って提出して診療報酬の支払いを請求し、同連合会及び保険者であるH市の各職員らに前記各診療報酬明細書記載のとおり診療がなされたものとそれぞれ誤信させ、よって、平成26年12月22日から平成27年8月20日までの間、9回にわたり、同市から、前記E連合会を介して、大阪市内の銀行に開設された前記医療機関当人名義の普通預金口座に合計2万797円を振込入金させ、もって、人を欺いて財物を交付させ</p> <p>たものである。</p> | |
|--|--|--|--|--|--|

行政処分対象者概要一覧

令和元年6月

| 番号 | 住所 | 氏名(行政処分) | 事件当時の医療機関等 | 事件の概要 | 司法処分等 |
|----|--------|--|---|---|---|
| 12 | 東京都板橋区 | 歯科医師 いしかわ ちさこ 石川 千佐子 (65歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 歯科医業停止 4月 </div> | 歯科タケダクリニック (所在地) 埼玉県和光市丸山台 1-10-5-2F | (窃盗) 当人は、平成26年1月6日午前8時42分頃、東京都千代田区内のコンビニエンスストアにおいて、同店店長A管理のヨーグルト2個(販売価格合計264円)を窃取したものである。 当人は、平成28年3月26日午後0時12分頃、東京都板橋区内のコンビニエンスストアにおいて、同店店長B管理の焼酎1パック等6点(販売価格合計1609円)を窃取したものである。 | 略式命令年月日 平成26年3月18日 裁判所名 東京簡易裁判所 刑罰 罰金 50万円 判決年月日 平成29年5月18日 裁判所名 東京簡易裁判所 判決 懲役 1年 執行猶予 3年 |

行政処分対象者概要一覧

令和元年6月

| 番号 | 住所 | 氏名(行政処分) | 事件当時の医療機関等 | 事件の概要 | 司法処分等 |
|----|--------|--|--|--|---|
| 13 | 滋賀県草津市 | 歯科医師 はしもと たかし 橋本 隆志 (44歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">免許取消</div> | 橋本矯正歯科クリニック (所在地) 滋賀県草津市大路一丁目 14番1号 | (強制わいせつ致傷) 当人は、経営する左記医療機関において歯科助手として雇用していたAと、仕事を終えた平成25年9月29日午後6時30分ころから同日午後11時過ぎころまでの間、2件の飲食店で飲酒するなどした後、同女と共に前記医療機関がある滋賀県草津市内の敷地へ戻ったものであるが、同女に強いてわいせつな行為をしようと考え、同日午後11時20分ころ、同敷地内において、同女に抱き付いて壁に押し付けた上、同女の唇や頸部に接吻し、同女の着衣内に手を差し入れて同女の陰部を直接触り、もって強いてわいせつな行為をし、その際、抵抗する同女をその場に転倒させ、その一連の暴行及びわいせつ行為により同女に対し全治約10日間を要する頸部挫傷、右股関節挫傷、右下腿挫傷、左膝関節挫傷の傷害を負わせたものである。 | 判決年月日 平成27年7月2日 裁判所名 大津地方裁判所 判決 懲役 3年 執行猶予 4年 |

行政処分対象者概要一覧

令和元年6月

| 番号 | 住所 | 氏名(行政処分) | 事件当時の医療機関等 | 事件の概要 | 司法処分等 |
|----|--------|--|---|---|--|
| 14 | 福島県田村市 | 歯科医師 はこぎき ひとし 箱崎 仁 (62歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">戒告</div> | 箱崎歯科医院 (所在地) 福島県田村市船引町船引 字畑添38番地 | (所得税法違反) 当人は、歯科医師業を営むとともに、株式の譲渡益を得ていたものであるが、自己の所得税を免れようと考え、平成25年分の実際の総所得金額が119万9793円、分離課税による株式譲渡に係る雑所得金額が3億2056万2113円であり、これらに対する所得税額及び復興特別所得税額は2202万4200円であったにもかかわらず、前記分離課税による株式譲渡に係る雑所得を秘匿した上、平成26年3月12日頃、福島県郡山市の所轄税務署において、同税務署長に対し、財務省令が定める電子情報処理組織を使用して行う方法により、総所得金額が119万9793円であり、これに対する所得税額及び復興特別所得税額は0円で、源泉徴収税額を控除すると85万6963円の還付を受けることとなる旨の内容虚偽の所得税及び復興特別所得税確定申告書を提出し、そのまま法定納期限を徒過させ、もって不正の行為により、平成25年分の正規の所得税額及び復興特別所得税額と前記申告税額との差額2288万1100円のうち、所得税額2241万480円を免れたものである。 | 判決年月日 平成29年1月30日 裁判所名 福島地方裁判所 判決 懲役 1年 執行猶予 3年 罰金 700万円 |

行政処分対象者概要一覧

令和元年6月

| 番号 | 住所 | 氏名(行政処分) | 事件当時の医療機関等 | 事件の概要 | 司法処分等 |
|----|--------|--|--------------------------------------|--|---------------------------|
| 15 | 宮城県仙台市 | 歯科医師 おがた さだよし 尾形 定義 (53歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 歯科医業停止 3月 </div> | ふたば歯科 (所在地) 宮城県仙台市若林区 石名坂55 | (診療報酬不正請求) 当人は、健康保険等の診療報酬を不正に請求し、保険医等の登録取消処分を受けたものである。 (監査時決定額 2,854,914円) | 保険医等登録取消年月日 平成28年2月25日 |

行政処分対象者概要一覧

令和元年6月

| 番号 | 住所 | 氏名(行政処分) | 事件当時の医療機関等 | 事件の概要 | 司法処分等 |
|----|--------|---|--|--|---------------------------|
| 16 | 宮城県仙台市 | 歯科医師 たんの なおや 丹野 直哉 (60歳) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 歯科医業停止 3月 </div> | たんの歯科クリニック (所在地) 宮城県石巻市三ツ股 2丁目1-8 | (診療報酬不正請求) 当人は、健康保険等の診療報酬を不正に請求し、保険医等の登録取消処分を受けたものである。 (監査時決定額 1,780,144円) | 保険医等登録取消年月日 平成29年8月25日 |